

小型船舶操縦免許証の住所等の変更

小型船舶操縦免許証の住所、氏名、本籍の都道府県名等を変更された方は、登録事項の変更手続きを行って下さい。

登録事項の変更手続きをされる方は、最寄りの運輸局等に次の書類等を提出して下さい。

○申請に必要な書類

1. 登録事項(操縦免許証)訂正申請書(第21号様式)

写真を貼り付けたもの。

※申請書は、運輸局等の受付窓口で無料で配布しています。

2. 写真(1枚)

サイズは、縦45mm×横35mm(パスポート用サイズ)

※申請日前6ヶ月以内に撮影した顔正面、無帽、無背景のもの

3. 住民票の写し等の変更を証明できるもの

住所の訂正の場合、住民票の写し等

氏名の訂正の場合、本籍地記載の住民票の写し、戸籍抄本等

本籍の都道府県名の訂正の場合、本籍の記載のある住民票の写し、戸籍抄本等

※申請日前1年以内に発行されたものがが必要です。

4. 小型船舶操縦免許証

新しい操縦免許証と引き替えになります。紛失等により提出できない場合は滅失てん末書が必要となります。

5. 納付書(第26号様式)

収入印紙1, 250円分を貼り付けて下さい。

※納付書の用紙は、運輸局等の受付窓口で無料で配布しています。

[注意事項]

○小型船舶操縦免許証(海技免状)を紛失等のために提出できない場合は、次の書類を提出して下さい。

・本人であることが確認できる書類(運転免許証、船員手帳、パスポート等)

・滅失等の事実を証明するに足る書面(滅失てん末書、警察署への遺失物届出書等)

「滅失てん末書」は、運輸局等の受付窓口で無料で配布しています。

○外国籍の方は、地方自治体等が発行する「国籍、日本国内の住所、氏名、生年月日及び性別を証明する書類(外国人登録証明書または登録原票記載証明等)」を提出して下さい。

○海外勤務等のため住民票を有しない方は、戸籍抄本と日本滞在中の滞在先証明を提出して下さい。(滞在先証明は、連絡先となる申請者の実家などの住所を記載して下さい。)

○「住民票の写し」はコピーではなく原本を提出してください。